

水戸市立吉田小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

はじめに

本校は、教育目標に「夢に向かって挑戦し、共にたくましく生きる吉田の子を育てる。」を掲げ、自律と協調を基盤に生きる力を育てていく「吉田の夢育レインボープラン」のもと、教育活動を推進しています。

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要です。その実現のためには、学校、保護者、地域がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応ができるよう、常に体制の整備を図る必要があります。

本校は、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推進していくために、この「いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめに関する本校の基本認識

(いじめの定義)

- ・「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条参考）

(基本理念)

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。（いじめ防止対策推進法第3条参考）

(いじめの禁止)

- ・児童は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条参考）

(学校及び教職員の責務)

- ・いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。（いじめ防止対策推進法第8条参考）

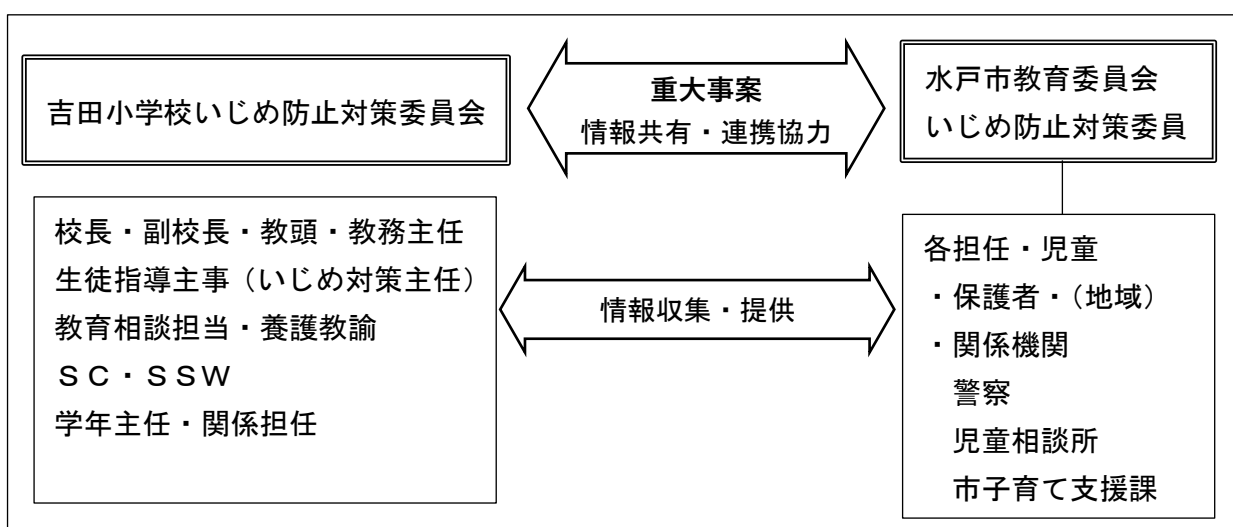
(保護者の責務)

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。（いじめ防止対策推進法第9条参考）

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ防止対策委員会の位置づけ

- ・ 校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事（いじめ対策主任）・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・学年主任・関係担任等からなる「いじめ防止対策委員会」を設置し、月1回程度及び必要に報じて臨時に開催する。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめについての情報は、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校の職員が共有するようにする。



(2) いじめ対策主任（生徒指導主事）の主な業務

- ① 年度当初には、全職員で「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- ② いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ③ いじめ防止対策委員会の運営と会議結果を全教職員へ周知する。
- ④ いじめ対策の全体計画や対応マニュアルを立案する。
- ⑤ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、SC等の連絡調整を行う。
- ⑥ いじめ指導に関わる記録等（5年後の年度末まで保管）の集積と引継を行う。

3 いじめを未然に防止するために

(1) 児童に対して

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道德の時

間や学級指導を通して育む。

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生や親、友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

(2) 教職員に対して

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、日々児童が主体の授業実践を行う。
- ・思いやりや生命の大切さを育む道徳教育や学級指導を行う。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童・保護者に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返る。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
※教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(3) 学校全体として

- ・10月に、計画委員会を中心に「いじめ解決フォーラム」を実施して、いじめ根絶標語を作成したり、「いじめ防止スローガン」を決めたりする。
- ・年度末に「いじめ防止プログラム」を見直し、4月からプログラムに沿った取組を行う。
- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という心の土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年8回程度実施し、またSCやSSWとの教育相談を通して、児童の様子の変化を教職員全体で共有する。
- ・学校保健安全委員会等学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等と情報交換をしたり、連携を取り合ったりできるように取り組む。
- ・1人1台端末のアンケート機能を活用した、校内オンライン相談窓口を開設する。
- ・ネットいじめを防止するための講演会を実施する。

(4) 保護者や地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が大切であることをPTA総会、新入児童保護者入学説明会、PTA連絡協議会、学校運営協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) いじめの芽の早期発見

ア いじめのサインを早期に発見する。

- ・ いじめを早期に発見するためには、学級担任、教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

イ いじめの発見

(ア) 日常の観察から

- ・ 交友関係の変化
- ・ 体調の変化や表情の変化
- ・ 服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・ 欠席状況、遅刻・早退の状況
- ・ 持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・ 金銭の使い方の変化
- ・ 保健室への訪問回数等

(イ) 本人・保護者等からの訴えから <いじめを相談しやすい体制づくり>

- ・ いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット配布
- ・ 定期的なアンケート調査の実施
- ・ 教育相談の充実、相談箱の設置（職員室前）
- ・ 個人面談での情報交換

(ウ) 教師による直接の発見から

- ・ 職員会議後の情報交換の場の活用

(エ) SC・SSWによる助言の活用

- ・ SC・SSWや養護教諭と情報を共有できる体制づくり

(2) いじめの早期対応

ア いじめのサインに気付いた場合、速やかに「予防的介入」を行う。

- ・ 情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・ 秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」を立ち上げる。
- ・ 学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ・ ふれあいの時間を大切にするとともに、所属感のある学級づくりに努める。

イ 本人・保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。

- ・ 秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞くなど、安心感を与える。
- ・ 本人の苦痛を親身になって聞くなど、理解を十分に示す。
- ・ いじめが解決するまで、最後までしっかり守ることを伝える。
- ・ 基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- ・ 担任・学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
- ・ 特に、保護者の訴えに対しては、担任のほかに学年主任、生徒指導主事等も同席し、複数の教師で対応する。

ウ いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。

- ・ いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- ・ 必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・ その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。

エ いじめていた児童・保護者への対応

- ・ 保護者に来校してもらい、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
- ・ いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的にもつ。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談の活用をする。
- ・ 必要に応じて、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室等以外の場所において学習するなど、接触を防ぐ措置を講じる。

オ いじめられていた児童・保護者への対応

- ・ 保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・ 二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
- ・ いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるように守ることを約束する。

(3) いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- ・ いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

(4) ネットいじめの対応

- ・ ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会や警察等と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに水戸警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 警察との連携

(1) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

- ・学校と警察が、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- ・児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、直ちに警察に相談・通報する。

(2) 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

- ・学校、警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する。

(3) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

6 いじめの解消について

(1) 「いじめの解消」の定義

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
※被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で判断する。

(2) いじめの解消に向けた取組

- ・迅速かつ組織的な指導體制で、いじめを止めさせ、再発防止に努める。
- ・いじめを受けた児童、その保護者への支援を最優先に行う。
- ・いじめを受けた児童に対する謝罪のみで解消したと判断しない。
- ・傍観している児童に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
- ・パソコンやスマートフォン等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。
- ・必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防止する措置をとる。
- ・犯罪に相当するいじめの行為については、警察等との連携を図るとともに、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

7 問題への対応の流れ

1 いじめ情報の把握、いじめの発見

発見者・保護者からの訴え → 担任(アンケート) → 学年主任 → 生徒指導主事
→ 教頭・校長・教務主任

2 会議の開催

- ・ 校長の命によりいじめ防止対策委員を招集し、会を開催する。

3 対応方針の決定・役割の分担

いじめられた児童を徹底して守り、見守る体制を整備する。

- (1) 情報の整理
 - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者等
- (2) 対応方針
 - ・ 緊急度の確認(自殺・不登校・暴行などの危険度)
 - ・ 事情聴取や指導のサインに留意すべきことの確認

4 事実の究明 (被害者→周囲の児童→加害者の順で)

- いじめられている児童(被害者)や周囲の児童からの事情聴取は、場所や時間帯に配慮する。
 - 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などを配慮する。
 - 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
 - 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を図る。
 - 聴取を終えた後は、該当児童を自宅まで送り届け、保護者に直接説明をする。
- ※・注意、叱責だけで終わらないこと
- ・ ただ単に謝るだけで終わらせないこと
 - ・ いじめられている児童(被害者)といじめている児童(加害者)を同じ場所で聴取しないこと

5 関係機関との連携

- 市教育委員会、いじめ防止対策員への報告と対応方針の相談
- 水戸警察所への情報提供と連携協力
- 医療機関(被害者の心身の外傷)
- PTA本部役員への報告・相談

6 保護者への対応

被害者の保護者

- 家庭訪問を行い事実を正確に伝え、徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

加害者の保護者

- 家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- × 保護者への批判的言動や非難

5 被害者への対応

- ◎ 共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- × 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

5 加害者への対応

- ◎ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めしていく。

5 他の児童への対応

- ◎ いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなどし、活動を支援する。

8 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法第28条参考）

○ 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、被害児童保護者から申し立てがあった場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、水戸市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 水戸市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 被害児童保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。

○ 学校は、教育委員会の「いじめの調査を行う組織」と連携し、以下のような対応に当たる
＜学校が行う調査＞

- ① 学校の調査組織（「いじめ防止対策会議」）が事実を明確にするための調査を実施する。
 - ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
 - ※ それまでに学校で先行して調査している場合も、「いじめの調査を行う組織」と連携し、必要に応じて調査資料の再分析や新たな調査を実施する。
- ② いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
 - ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を理由として説明を怠るようなことがあってはならない。
 - ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講じる。
- ③ 調査結果を教育委員会に報告（※教育委員会から知事に報告）する。
 - ※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ④ 調査結果を踏まえた必要な処置を行う。
 - ※ 指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家（カウンセラーなど）の追加派遣依頼等を行う。